⑽　手続きにおける交渉の有無　無
⑾　契約書作成の要否　要
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。
⒃　技術提案等の採否　採否については競争参加資格の確認通知にて併せて通知する。
⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kaoru Ikeda Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the incidental facility revetment ③for the waterway (－16m) in the Hokko South district, Port of Osaka
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 20 November 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　16 January 2015 (tenders brought with : 14 : 00 16 January 2015 or submitted by mail : 14 : 00　16 January 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Masaya Motoda, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 10 月 22 日
契約担当役
　独立行政法人物質・材料研究機構
　　総務部門総務部参事役　木曽　明雄
◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

○建設工事第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　水質汚濁防止法改正に伴う地下水汚染の未然防止対策工事
⑶　工事場所　独立行政法人物質・材料研究機構　千現地区、並木地区
⑷　工事内容　地下水汚染の未然防止対策のため、既設研究廃水配管等の漏洩防止対策及び設備の更新・改修による、水質汚濁防止法・関連法規に対処する工事
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年12月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　排水設備一式、自動制御設備一式、動力設備一式。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　電子入札システムの利用　本件は、書類提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。
　ＮＩＭＳ電子入札システム
　http://www.nims.go.jp/nims/procurance/bid-info.html

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第１項の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第２項の規定に該当しない者であること。
⑶　単体又は共同企業体全ての参加者は、申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国、独立行政法人又は地方公共団体等から指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
⑷　文部科学省において平成25・26年度「管」工事の一般競争入札資格を有し、その点数が（「一般競争参加資格者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体の代表者は950点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては820点）以上であること。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす新営工事または改修工事を施工した実績を有すること。
（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上のものに限る。）
　１）単体又は共同企業体の代表者
　　①　建築用途　教育施設又は研究施設
　　②　規　　模　延べ面積6,000平米以上の衛生設備工事
　２）共同企業体の代表者以外の構成員
　　①　建築用途　教育施設又は研究施設
　　②　規　　模　延べ面積3,000平米以上の衛生設備工事
⑺　次に掲げる条件を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法第26条に基づき、当該工事に専任で配置できること。
　㋐　主任技術者　１級管工事施工管理技士又は同等の資格を有する者。
　㋑　監理技術者　監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者、又はこれに準ずる者（ただし、１級管工事施工管理技士の資格を有していること）。
　㋒　直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。
　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⑽　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　事前打ち合わせ　事前確認として、入札に参加を希望する者は、下記に示す要求担当者までＦＡＸまたはE-Mailにて連絡し予約を取った上で来所し、作業現場において要求担当者と打ち合わせを行うこと。
　打ち合わせには、必ず管工事の専門的知識を持った１級管工事施工管理技士又は同等の資格を有する者を含むものとし、営業部門等の担当者のみの参加は認めない。ただし、営業部門等の担当者が専門知識及び有資格者である場合はこの限りではない。なお、同等の資格を有する者とは、技術士等の管工事監理技術者になりうる国家資格を有するものをいう。